

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（377）」

2. 日時：平成28年6月28日 10時00分～11時25分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

内藤安全管理調査官、忠内管理官補佐、宇田川原子力規制専門職、江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、大塚係員、糸賀原子力規制専門員、卜部原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部土木耐震グループ
マネージャー 他11名

電源開発株式会社：原子力土木室 土木耐震タスク 担当

東北電力株式会社：土木建築部 副長 他1名

日本原子力発電株式会社：開発計画室 土木グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 担当

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム副課長

中国電力株式会社：東京支社 技術グループ 担当係長

5. 要旨

（1）東京電力から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<液状化について>

- 液状化強度への影響因子を整理し、それらの分布傾向やばらつき等を考慮した上で、今回及び追加の調査におけるボーリング地点及びサンプリング箇所が代表性を有することを説明すること。また、液状化試験結果のばらつきを踏まえて、液状化試験による評価結果や二次元有効応力解析に用いる液状化強度等に代表性や妥当性があることを説明すること。
- 洪積砂層Ⅰ、Ⅱについて、A-1地点とA-2地点とで試験結果が異なる理由及び各々の結果を適用する範囲の考え方を説明すること。
- 発電所の地盤特性を踏まえて、FLIPコードによる二次元有効応力解析の評価結果の信頼性、実機への適用性を説明すること。
- 液状化試験結果における非液状化とサイクリックモビリティを区別する

判断基準の根拠について、詳細を説明すること。

- 地震が繰り返し生じる場合を想定しても、サイクリックモビリティに分類された地盤の支持性能が期待できるのかを説明すること。
- 取水路等の中空断面を有する構造物について、液状化発生時の浮き上がりに係る評価結果を説明すること。

(2) 東京電力より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における液状化影響の検討方針について